

教育委員意見交換会

日時 令和3年2月18日(月)午前9時15分～11時30分

場所 市役所高層館20階第1特別会議室

出席者 中谷教育長、河盛委員、大島委員、宮本委員、鈴木委員、新谷委員

(事務局)田所教育次長、松下教育監、橋理事

中井教委総務部長、藤本教育センター所長、大貫学校管理部長

橋本教委総務課長、上岡学務課長、隈元企画情報課長、南教育環境整備推進室長

永木教育政策課長、河合教育政策課長補佐、木村教育政策課企画係長

案件

- ・堺市就学援助規則の一部改正について(学務課)
- ・第3期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム(案)について(教育政策課)
- ・堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部改正について(教委総務課)
- ・日本マイクロソフト株式会社との ICT を活用した「新・堺スタイル」等に関する個別連携協定の締結について
(教委総務課、企画情報課)
- ・※その他、非公開案件あり

堺市就学援助規則の一部改正について

次のとおり、堺市就学援助規則を一部改正する予定について説明し、質疑を行った。

○主な改正内容

- ・就学援助申請書の提出方法について、保護者の利便性向上を図るため、令和2年度に特例を設けて実施した郵送による申請方法に加え、オンラインによる申請方法を取り入れるもの
- ・新型コロナウイルス感染症などの不測の事態に対応するため、就学援助金の支給時期に特例を設けるもの

(主な意見)

- ・ オンラインで受付を開始できる時期が郵送と異なるのはなぜか。
→オンラインによる受付に向けて、システム改修が必要であり、入学準備金の申請時期である11月に合わせて適用する。

第3期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム(案)について

「第3期未来をつくる堺教育プラン」の効果的かつ着実な推進のため、5年間で取り組む主な事業を定める「第3期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム(案)」を策定することについて説明し、意見交換を行った。

(主な意見)

- ・ 適応指導教室の評価指標に「学校への復帰率」を置いており、復帰率は4月の最初の2週間で計算する、ということだが、その時期の復帰率と年間を通しての復帰率に相関関係がなければ、指標として置くことは難しいのではないか。
- ・ 事業によって評価指標の目標値の置き方に差がある。低すぎる目標もよくないが、高すぎる目標を立ててしまうと、努力していても数字が達成できずに評価されにくくなる。
- ・ 0%や100%といった目標値は理想としてはわかるが現実的ではない。完璧主義は現場で無理が起きること

もある。

- ・ 100%などの理想を掲げた目標値は、所管部署の強い意思があるということで受け止めた。
- ・ 防災教育の評価指標を、総合的な学習の時間での実施率というように、枠を固定してしまうというのは、学校現場にとってはやりにくい。防災教育は教科横断的に取り組むべきものであり、また各教科の中で工夫して防災と絡めた学習を進め、全体で防災意識を高めていくことが新学習指導要領の方針でも示されている。
- ・ 現状値がない中で目標値を設定する場合は、全国や他市の同種の調査データを参考に検討してはどうか。
- ・ 英語に関する指標について、「英語の勉強が好きか」と「英語が好きか」という問いは回答が異なってくる。英語を話すことは好きだが、文法の勉強は嫌いということもある。今後取り組もうとしている内容に合った指標を考えてほしい。
- ・ 実施プログラムで掲げた指標が、教育プランの指標の達成や方向性にどのように繋がるのかといった整合性をしっかり確認してほしい。

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部改正について

令和3年度の事務執行にあたり、次のとおり規則改正する予定について報告し、質疑を行った。

○主な改正内容

- ・堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正
機構改革に伴う組織の新設、改称、移管等を規定するもの
- ・堺市教育委員会公印規則の一部改正
組織の改称に伴い、公印の管理責任者の規定を改正するもの
- ・堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正
委員長を市の職員とする規定を見直し、外部委員のみとし委員長は互選とするもの
- ・堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正
スクールソーシャルワーカーの基本報酬を増額するもの
会計年度任用職員の期末手当の支給割合を0.05月減額するもの
- ・堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正
スクールソーシャルワーカーの1日の勤務時間を7時間30分(+15分)とするもの

(主な意見)

- ・ スクールソーシャルワーカーの任用要件に新たな資格要件を追加し、新たな職として位置づけるということだが、現在スクールソーシャルワーカーとして勤務している方で、学校や子どもたちとの関係性も良好で、信頼できる方でも、この改正によって除外されてしまう可能性があるとするれば、少しもったいなく感じる。

日本マイクロソフト株式会社とのICTを活用した「新・堺スタイル」等に関する個別連携協定の締結について

主に学校園におけるICTやクラウドを活用した取組を推進するため、日本マイクロソフト株式会社との個別連携協定の締結することについて、進捗状況を説明し、意見交換を行った。

(主な意見)

- ・ 企業側にどのようなメリットがあるのか、どのような戦略を考えているのかをしっかりと見極め、理解した上で協定を結ぶ必要がある。
- ・ 協定書の内容については、相手方が一方的に有利なものにならないよう、法的な専門家にも見てもらった方がいい。
- ・ 著作権や特許なども含め、連携協定による成果物をどのように双方でシェアするのかといったことも、念頭

に置いておいた方がいい。

- ・ セキュリティ面で子どもや保護者が安心して端末を使用できるような取組があればいい。

(その他、ICT 活用におけるセキュリティ対策について)

- ・ GIGA スクール構想で、子どもたちの個人情報等のデータを丸抱えしなければいけない状況になっており、セキュリティやリスク管理に関する規定や指針、マニュアルはしっかり備えておかななくてはならない。
- ・ 個人情報やセキュリティに関するインシデントが起きたときに、学校現場でどのようなプロセスで誰がどのような対応をするのか、一人ひとりの教員に把握してもらわなければならない。リスク管理の具体的なマニュアルやフローチャートが必要である。
- ・ 子どもが端末を家に持ち帰って使用する場合もあるため、個々がアクセスできる範囲をしっかりと区別し、他の子どもの情報を見ることができないようにしてほしい。
- ・ 教員のアクセス権限も、管理職や学年別、担任などによって範囲を分けていく必要がある。また、その権限の範囲によって求められるセキュリティレベルも変わってくるため、その辺もマニュアルに反映させ、教員にセキュリティの意識づけをしていく必要がある。また、教員の異動時など、教員のアカウントの管理も重要である。
- ・ マニュアル作成にあたっては、マニュアルが的確か、セキュリティの脆弱性はどうかなど、専門家にチェックしてもらうことも必要ではないか。